

(新設合併：所轄庁認証申請様式)

平成 年 月 日

知事

殿

[甲] (所在地)

宗教法人「 寺」

代表役員 ⑩

[乙] (所在地)

宗教法人「 寺」

代表役員 ⑩

宗教法人合併認証申請書

宗教法人「 寺」(甲)と宗教法人「 寺」(乙)が合併して、  
宗教法人「 寺」(丙)を設立したいので、宗教法人法第38条規定により、  
下記関係書類を添えて合併の認証を申請します。

記

1. 合併の決定について規則で定める手続きを経たことを証する書類
  - (1) 責任役員会議事録(写し)
  - (2) その他の機関の同意書(写し)
  - (3) 包括宗教団体の承認書(写し)
2. 法第34条第1項の規定による公告をしたことを証する書類(公告証明書)
3. 法第34条第2項の規定による手続きを経たことを証する書類(証明書)
4. 法第34条第3項の規定による公告および催告をしたことを証する書類
  - (1) 公告証明書
  - (2) 催告証明書(又は知れている債権者がいない旨を記載した書類)

5. 法第34条第4項の規定による手続を経たことを証する書類（証明書）  
（又は異議を申し述べた債権者がいない旨を記載した書類）
6. 法第35条第2項の規定による手続を経たことを証する書類
  - (1) 選任証明書
  - (2) 被選任者による規則作成証明書
7. 合併後成立する団体（丙）が宗教団体であることを証する書類（証明書）
8. 法第35条第3項の規定による公告をしたことを証する書類（公告証明書）
9. 法第36条において準用する法第26条第2項の規定による公告をしたこと、及び同条第3項の規定による承認を受け又は通知をしたことを証する書類（合併に伴い被包括関係の設定又は廃止をする場合）
  - (1) 公告証明書
  - (2) 承認書（写し）
  - (3) 通知書（写し）
10. 合併によって設立される宗教法人「 寺」（丙）の代表役員及び責任役員就任受諾書
11. 代表役員及び責任役員に就任を予定されている者が欠格条項に該当しないことを証する書類（証明書）
  - (1) 成年被後見人又は被保佐人ではない旨の証明書  
（東京法務局後見登録課発行）
  - (2) 破産者で復権を得ていない者ではない旨の証明書（市区町村長発行）
  - (3) 誓約書

## 宗教法人合併認証申請の添付書類

1. 合併理由書
2. 責任役員会議事録（写し）
3. 門徒総代の同意書（写し）
4. 包括宗教団体の承認書（宗派が交付する承認書）
5. 選任証明書
6. 規則を作成したことの証明書
7. 公告証明書（門徒その他の利害関係人に対する公告についての証明）
8. 合併公告（写し）
9. 公告をしたときの写真
10. 財産目録を作成したことの証明書
11. 財産目録
12. 公告証明書（債権者に対する公告についての証明）
13. 合併公告（写し）
14. 公告をしたときの写真
15. 証明書（知っている債権者がない旨を記載した書類）
16. 代表役員及び責任役員就任受諾書
17. 証明書
  - (1) 成年被後見人又は被保佐人ではない旨の証明書  
(東京法務局後見登録課発行)
  - (2) 破産者で復権を得ていない者ではない旨の証明書（市区町村長発行）
18. 誓約書
19. 宗教法人規則 3 通

合 併 理 由 書

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

平成 年 月 日

宗教法人「 寺」

代表役員

⑩

宗教法人「                      寺」合併議事録（抜粋）

1. 開催日時 平成     年     月     日     時     分～     時     分

2. 開催場所

3. 出席者     代表役員

                                責任役員

                                責任役員

4. 議     題

(1) 宗教法人「                      寺」と合併して、宗教法人「                      寺」を設立することについて。

(2) 合併契約案の内容について。

(3) 合併後の規則案を作成する者の選任について。

(4) 宗教法人「                      寺」の代表役員、責任役員及び門徒総代について。

5. 議事の経過

代表役員                                      が議長となり、上記の議題を提出し、

6. 議決事項

(1) 宗教法人「                      寺」と合併して、宗教法人「                      寺」を設立する。

(2) 合併契約案の内容は、別紙の通りとする。

(3) 合併によって設立する宗教法人「                      寺」の規則を作成し、またその設立公告を行う者として、                                      を選任する。

(4) 合併によって設立する宗教法人「                      寺」の代表役員、責任役員及び門徒総代は、次の通りとする。

代表役員

責任役員

責任役員

門徒総代

門徒総代

門徒総代

上記の通り、相違ありません。

平成 年 月 日

宗教法人「 寺」

代表役員 ⑩

責任役員 ⑩

責任役員 ⑩

合併議事録（抜粋）は、原本と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

宗教法人「 寺」

代表役員 ⑩

宗教法人「  
寺」合併同意書

下記事項について、同意します。

記

1. 宗教法人「  
寺」と合併して、宗教法人「  
寺」を設立する。
2. 合併契約案を別紙の通りとする。

平成 年 月 日

宗教法人「  
寺」

門徒総代 ⑩

門徒総代 ⑩

門徒総代 ⑩

上記は、原本と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

宗教法人「  
寺」

代表役員 ⑩

選 任 証 明 書

宗教法人「                      寺」と宗教法人「                      寺」の合併によって設立する  
宗教法人「                      寺」の規則を作成し、また、その設立公告を行う者として、  
平成    年    月    日下記の者を選任しました。

記

住 所

氏 名

平成    年    月    日

宗教法人「                      寺」

代表役員

④



証 明 書

宗教法人「  
寺」と宗教法人「  
寺」との合併によって、宗教  
法人「  
寺」を設立するため、宗教法人法第35条第2項の規定により、  
平成 年 月 日別紙の規則を作成しました。

平成 年 月 日

宗教法人「  
寺」

被選任者

⑩

宗教法人「  
寺」

被選任者

⑩

公 告 証 明 書

宗教法人「寺」と宗教法人「寺」とを合併して、宗教法人「寺」を設立するため、宗教法人法第34条第1項及び宗教法人法35条第3項の規定により、下記の通り公告しました。

記

1. 公告の方法

平成  年  月  日から平成  年  月  日までの10日間、  
 に掲示した。

2. 公告文 別紙の通り

平成  年  月  日

宗教法人「寺」被選任者

住 所

氏 名 ㊟

宗教法人「寺」被選任者

住 所

氏 名 ㊟

公告の事実を確認したことを証明します。

平成 年 月 日

宗教法人「 寺」

住 所

氏 名 ⑩

住 所

氏 名 ⑩

住 所

氏 名 ⑩

宗教法人「 寺」

住 所

氏 名 ⑩

住 所

氏 名 ⑩

住 所

氏 名 ⑩

宗教法人合併公告及び宗教法人「  
寺」設立公告

このたび、別紙の通り宗教法人「  
寺」と宗教法人「  
寺」と  
を合併して、宗教法人「  
寺」を設立することになりましたから、宗教法  
人法第35条第3項の規定によって公告します。

平成 年 月 日

門徒その他利害関係人 各位

所在地

宗教法人「  
寺」

被選任者

⑩

所在地

宗教法人「  
寺」

被選任者

⑩

(別紙 合併契約案及び宗教法人「  
寺」の規則案)

宗教法人合併契約書（案）

宗教法人「  
寺」と宗教法人「  
寺」との間に、下記の通り、  
合併の契約を締結する。

記

1. 宗教法人「  
寺」と宗教法人「  
寺」とを合併して、宗教法人「  
寺」を設立する。
2. 宗教法人「  
寺」及び宗教法人「  
寺」の安置する本尊は、  
宗教法人「  
寺」において安置する。
3. 宗教法人「  
寺」及び宗教法人「  
寺」の権利義務の一切は、  
宗教法人「  
寺」が承継する。
4. 宗教法人「  
寺」及び宗教法人「  
寺」に所属する門徒は、  
宗教法人「  
寺」の門徒として、門徒名簿に登録する。
5. 包括団体は、現在の通り宗教法人「浄土真宗本願寺派」とする。
6. 合併後設立される宗教法人「  
寺」の当初の代表役員、責任役員及び  
門徒総代は、次の通りとする。

代表役員

門徒総代

責任役員

門徒総代

責任役員

門徒総代

7. 合併についての法定手続きは、両法人において、来る平成 年 月 日  
までに完了することとし、合併認証の申請は、平成 年 月 日までに書  
類作成の上、双方連署をもって、 知事に提出する。

8 本合併契約の効力発生及びこの契約の履行期は、法定手続きを完了し、これに  
より合併登記の登載された日とする。

本契約は、両法人の認証規則による所定の手続きを経て、各代表役員間におい  
て締結調印したものである。

平成 年 月 日

所在地

宗教法人「 寺」

代表役員

⑨

所在地

宗教法人「 寺」

代表役員

⑨

証 明 書

宗教法人「寺」と宗教法人「寺」を合併して、宗教法人「寺」を設立するため、宗教法人法第34条第2項の規定により、別紙の通り財産目録を作成しました。

平成  年  月  日

所在地

宗教法人「寺」

代表役員

⑩

上記の事実を確認したことを証明します。

平成  年  月  日

責任役員

⑩

責任役員

⑩

門徒総代

⑩

門徒総代

⑩

門徒総代

⑩

宗教法人「 寺」財産目録

平成 年 月 日現在

資 産			金額 (評価額)
特別財産	本尊・影像その他		点 円
	法物 (什物・仏具)		点 円
基本財産	土 地	境 内 地	m <sup>2</sup> 円
		そ の 他	m <sup>2</sup> 円
	建 物	境内建物	m <sup>2</sup> 円
		そ の 他	m <sup>2</sup> 円
	宝 物		点 円
	有 価 証 券		枚 円
	預 貯 金		口 円
運用財産	預 貯 金		口 円
	車 輛		台 円
	什 器 備 品		点 円
	図 書		冊 円
	貸 付 金		円
	現 金		円
資 産 合 計 (A)			円

負 債		金 額
借 入 金		円
預 り 金	(1) 源泉所得税	円
	(2) 住 民 税	円
負 債 合 計 (B)		円

正 味 財 産 (C) = (A) - (B)	円
-------------------------	---



公 告 証 明 書

宗教法人「  
寺」と合併して宗教法人「  
寺」を設立するため、  
宗教法人法第34条第3項による規定により、下記の通り公告しました。

記

1. 公告の方法

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの10日間、  
に掲示した。

2. 公 告 文 別紙の通り

平成 年 月 日

所在地

宗教法人「  
寺」

代表役員 ⑩

上記の事実を確認したことを証明します。

平成 年 月 日

住 所  
氏 名 ⑩

住 所  
氏 名 ⑩

住 所  
氏 名 ⑩

## 宗教法人合併公告

このたび、宗教法人「寺」を宗教法人「寺」に合併することになりましたから、このことについて異議がある債権者は、平成年月日までにその旨を申し述べてください。

宗教法人法第34条第3項の規定によって公告します。

平成年月日

債権者各位

所在地

宗教法人「寺」

代表役員

④

証 明 書

宗教法人「寺」と宗教法人「寺」を合併することについて、宗教法人法第34条第3項に規定する公告をしたところ、法定期間内に異議を申し述べた者がなく、また知れたる債権者は存しないことを証明します。

平成  年  月  日

所在地

宗教法人「寺」

代表役員

⑩

上記の事実を確認したことを証明します。

平成  年  月  日

住 所

氏 名

⑩

住 所

氏 名

⑩

住 所

氏 名

⑩

代表役員就任受諾書

宗教法人「  
寺」の代表役員に就任することを承諾します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

---

責任役員就任受諾書

宗教法人「  
寺」の責任役員に就任することを承諾します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

登録されていないことの証明書

氏 名

年 月 日生

住 所

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

平成 年 月 日

法務局登記官

印

---

身 分 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者について、破産者で復権を得ていない者ではないことを証明する。

平成 年 月 日

市区町村長

印

---

〔註〕 代表役員及び責任役員就任予定者の全員について、交付を受ける。

平成 年 月 日

知事

殿

宗教法人「 寺」設立代表者 ⑩

責任役員就任予定者 ⑩

責任役員就任予定者 ⑩

誓 約 書

私は、下記の事項に該当しないことを誓約します。

記

宗教法人法第22条第1項第3号

「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者」